ハ　別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数 ニ　別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。） ホ　別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。） ヘ　別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法 ②　区分番号Ｉ００３－２に掲げる認知療法・認知行動療法 ト　別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数 三　別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養 イ　区分番号Ｂ００４－１－４に掲げる入院栄養食事指導料 ロ　区分番号Ｂ００４－９に掲げる介護支援連携指導料 ハ　区分番号Ｂ００６－３に掲げるがん治療連携計画策定料 ニ　区分番号Ｂ００６－３－２に掲げるがん治療連携指導料 ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料 ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料 ト　区分番号Ｂ０１１－４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料 チ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１ リ　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２ ヌ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ル　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 ヲ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	五　次に掲げる患者 イ　介護老人保健施設に入所している患者 ロ　介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者
次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一第3章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１の例により算定する点数 ロ　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)の例により算定する点数 二　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｂ００６－３－２に掲げるがん治療連携指導料 ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１ ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	六　次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。） イ　地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者
次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一に規定する点数（当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。） 二　別表第二及び別表第三に規定する点数	ロ　短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「短期入所生活介護」とは、法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。

四　この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。

五　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。

六　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。

七　この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

八　この表において「介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設をいう。

九　この表において「介護老人保健施設」とは、法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。

十　この表において「指定介護療養施設サービス」とは、法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。

十一　この表において「療養病床等」とは、法第八条第二十六項に規定する療養病床等をいう。

十二　この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一　別表第一区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	一　入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二　別表第一区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注3に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	二　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者については、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限り、算定できる。 同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。